

青梅市新生涯学習施設（仮称）
ネーミングライツ・パートナー
募集要領



青梅市

目 次

1	募集の趣旨	・・・ 1
2	募集概要	・・・ 1
3	命名権料およびネーミングライツの付与の期間	・・・ 2
4	愛称の条件	・・・ 5
5	応募資格	・・・ 5
6	応募手続	・・・ 6
7	ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定について	・・・ 8
8	協定の締結	・・・ 8
9	協定の継続	・・・ 9
10	協定の解除	・・・ 9
11	ネーミングライツ・パートナーの公表および愛称の周知	・・・ 9
12	問合せ先	・・・ 9

別紙

申請様式

図面



青梅市新生涯学習施設（仮称）ネーミングライツ・パートナー 募集要領

青梅市（以下「市」といいます。）では、青梅市新生涯学習施設（仮称）におけるネーミングライツ（市の施設に対し、法人格を有する団体の名称または商品名などを冠した愛称を命名する権利およびこれに付帯する権利をいいます。）の導入に当たり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受ける団体をいいます。）を募集します。

なお、この募集要領に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、青梅市ネーミングライツの付与に関する指針（平成30年2月1日実施）に定めるとおりとします。

1 募集の趣旨

市では、青梅市新生涯学習施設（仮称）にネーミングライツを導入することで得られた収入を、施設の持続的な管理および運営等に充てることにより、施設利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 募集概要

(1) 愛称の範囲

ア 施設に付与する愛称は、企業名、商品名などを冠したもので、対象施設の設置目的に反せず、市民に親しまれるものとしします。

イ 命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に定められている正式な施設名を変更するものではありません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(2) 募集対象施設

施設の概要図面等については別紙のとおりです。

施設の概要

所在地 青梅市上町374番地

建築年月 平成31年3月（予定）
建築面積 704.61平方メートル
延床面積 3,119.17平方メートル
施設構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階

施設内容

地下1階 文化活動室A（88.55平方メートル）定員50名
文化活動室B（62.16平方メートル）定員30名
文化活動室C（22.07平方メートル）定員10名
文化活動室D（22.07平方メートル）定員10名
バンドルーム（79.70平方メートル）定員40名
地上1階 多目的ホール（267.15平方メートル）271席
地上2階 キッズスペース（62.53平方メートル）
地上3階 研修室A（100.74平方メートル）定員50名
研修室B（100.64平方メートル）定員50名
研修室C（39.67平方メートル）定員20名
研修室D（15.62平方メートル）定員10名
アートルーム（41.95平方メートル）定員20名
実習室（58.67平方メートル）定員30名
地上4階 会議室A（99.08平方メートル）定員50名
会議室B（57.84平方メートル）定員30名
会議室C（50.76平方メートル）定員25名
会議室D（48.07平方メートル）定員25名
ミーティングルームA（23.34平方メートル）定員10名
ミーティングルームB（20.07平方メートル）定員10名
和室A（19.37平方メートル）定員15名
和室B（20.42平方メートル）定員15名

3 命名権料およびネーミングライツの付与の期間

(1) 命名権料

ア 命名権料は、年額50万円以上（取引にかかる消費税および地方消費税額を除く。）とします。

イ 命名権料の支払は、年度ごとに納付するものとします。

(2) ネーミングライツの付与の期間

ネーミングライツの付与の期間は、原則 5 年以上とし、年単位の応募となります。

(3) 募集の基準

(1)および(2)は、市が設定する最低基準とします。ただし、提案のあった金額および期間が市の基準を下回る場合であっても、応募者との意見調整の上、市が妥当と判断できる範囲であれば、その金額および期間においてネーミングライツを付与するものとします。

(4) 愛称の使用開始時期

ア 愛称の使用は、平成 31 年 4 月中旬からの予定です。(詳細な日には未定)ただし、特段の理由がある場合は、協議により、別の始期を設定できるものとします。

なお、いずれの場合においても、ネーミングライツ・パートナーと市の協定書において、その始期と終期を明記するものとします。

イ 青梅市新生涯学習施設(仮称)での愛称の表示については、協定締結後、施設管理者と協議し、事前に準備することができます。

ウ 市のホームページや広報紙においては、愛称の使用期間の始期から愛称を使用することとします。ただし、愛称やネーミングライツ・パートナーの決定などについては、事前に周知できるものとします。

(5) 略称、ロゴおよびマーク

愛称に略称を設定する場合、または、愛称に合わせ、ロゴやマークを使用する場合は、ネーミングライツ・パートナー応募申込書(様式第 1 号)(以下「応募申込書」といいます。)の提案事項欄にその旨明記してください。

また、略称、ロゴおよびマークの使用については、ネーミングライツに関する優先交渉権者となった際に、使用の範囲等について調整し、協定書に明記するものとします。

(6) 命名権料以外の費用負担区分

命名権料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘 要	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地・建物における看板・サイン表示の変更および新設 ※1		○※2
市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更 ※3		○
協定期間終了後または協定解除後の原状回復		○※4
市が発行するパンフレット等の印刷物、市ホームページ上の表示	○	

※1 看板・サイン表示の変更および新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 関連する費用も含めてネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※3 道路標識等の所管課と協議の上、変更可能な表示について、変更することができます。

※4 ネーミングライツ・パートナーの費用により変更を加えたものに限ります。

(7) その他

ア 愛称の応募は、1団体1案とします。

イ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。

なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

ウ (4) から (6) のほか、ネーミングライツに関して提案がある場合は、応募申込書の提案事項欄に、その内容を記入の上お申し込みください。

なお、提案の内容によっては、希望に添えない場合もありますので、御了承ください。

エ 屋外への新たな看板の表示は、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）の対象となり、手続が必要となる場合があります。

す。この場合において、必要な手続は、ネーミングライツ・パートナーが実施し、その手数料を負担するものとします。

オ 屋外への新たな看板（広告物）の表示は、青梅市の美しい風景を育む条例（平成16年条例第22号）にもとづき市と調整が必要です。

カ ネーミングライツの付与は、施設等の所有権、経営権などには影響を与えません。

また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできません。

4 愛称の条件

施設に付する愛称は、市民に親しまれやすいものとしてください。

また、次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 施設の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告および個人的宣伝にかかるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業を営む企業名等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか公共的な施設の愛称として適当でないと青梅市長（以下「市長」という。）が認めるもの

5 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とし、次の各号に該当しないものとします。

なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツ・パートナーとなることがふさわしくないと認められる事象が生じた場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

- (1) 政治団体および宗教団体

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業を営むもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うもの
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条にもとづく再生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、再生手続開始の決定を受けたものを除く。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条にもとづく更生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、更生手続開始の決定を受けたものを除く。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- (8) 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- (9) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）により、指名停止を受けているもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとして市長が適当でないとするもの

6 応募手続

(1) 募集スケジュール

	時 期	摘 要
平成30年	10月1日～10月22日	応募申込受付
	10月1日～10月10日	質問の受付
	10月17日	質問の回答
	11月末	選考結果通知
	12月末	協定締結
平成31年	1月～3月末日	看板等の変更および新設
	4月中旬	愛称使用開始

(2) 現地見学会

現地見学会は、施設建設中のため開催しません。

(3) 質問受付と回答

応募に関する質問がある方は、質問書（様式第4号）により、次の期間内に社会教育課にメールまたはFAXにて提出してください。

（メールアドレスおよびFAX番号は、「12 問合せ先」参照）

ア 質問受付

平成30年10月1日（月）午前8時30分～10月10日（水）
午後5時

イ 回答方法

平成30年10月17日（水）に市ホームページに掲載します。

(4) 応募方法

次の書類について、応募受付期間内（必着）に社会教育課宛てに郵送または持参してください。

番号	提出書類
1	ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式第1号）
2	団体の概要書（様式第2号）
3	誓約書（様式第3号）
4	会社概要（パンフレット等を含む。）
5	直近3か年の決算報告
6	印鑑証明書
7	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）※1
8	法人税、消費税および地方消費税、法人事業税および法人市民税（法人住民税）の納税証明書※2

※1 発行から3か月以内のものに限ります。

※2 納税を証明できる最新年のもの。（滞納がないことを確認します。）

(5) 応募受付期間

平成30年10月1日（月）～10月22日（月）

※持参の場合は、午前8時30分～午後5時とします。

※郵送の場合は、10月22日（月）消印有効です。

(6) 応募先

「12 問合せ先」に同じです。

(7) 留意事項

ア 応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とします。

イ 応募書類等は、返却しません。また、青梅市情報公開条例（平成 9 年条例第 29 号）にもとづき公開することがあります。

7 ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定について

(1) 優先交渉権の付与

市が設置する青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、提案された命名権料、ネーミングライツの付与の期間、経営の安定性、企業理念、市内事業拠点の有無、愛称名の妥当性およびその他の提案などの多角的な視点から、応募内容を総合的に判断して順位を付し、第 1 順位者にネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を付与します。

(2) 応募者が 1 団体の場合

応募者が 1 団体のみの場合も、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、交渉権者とするかどうかを決定します。

(3) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選定または交渉権者の決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(4) 結果の通知

優先交渉権者の選定または交渉権者の決定後、その結果を全ての応募者に通知します。

8 協定の締結

(1) 締結にかかる協議

市と優先交渉権者または交渉権者は、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する協定を締結します。

(2) 協議が整わない場合

互いに誠意を持って協議したにもかかわらず合意に至らず、市にお

いて合意の可能性がないと判断した場合は、市は、協議を打ち切ることができるものとします。

なお、市が優先交渉権者との協議を打ち切った場合、応募者が複数いるときは、第2順位者以降の応募者と順次協議できるものとします。

9 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会が行います。

10 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する協定を解除することができるものとします。この場合において、当該協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、一度納付された命名権料は、返還しません。

また、協定解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

11 ネーミングライツ・パートナーの公表および愛称の周知

ネーミングライツ・パートナーが決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

12 問合せ先

青梅市教育委員会教育部社会教育課 青梅市役所行政棟3階

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号：0428-22-1111（内線2384）（土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除きます。）

ファックス番号：0428-22-9835

電子メールアドレス:div7050@city.ome.lg.jp